

産前産後休業、出産及び育児休業、復職に係る提出書類一覧表

組合員が産前産後休業・出産（被扶養者が出産する場合を含む。）・育児休業に係る掛金等免除、出産費・同附加金（被扶養者が出産する場合の家族出産費・同附加金を含む。）や育児休業手当金の給付、三歳未満養育特例、育児休業等終了時改定等を受ける場合、また、出生児を共済組合の被扶養者とする場合は、**次表の書類を所属所経由で提出してください。**

提出時期	名称等	提出書類
出産前	産前産後休業掛金等免除	☐ 産前産後休業掛金等免除申出書 ☐ 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類（休暇願・休暇簿の写し等） ☐ 出産予定日の確認できる書類（妊娠証明書の写し、母子手帳の写し等） ☐ （多胎妊娠の方のみ）出産人数が確認できる書類（診断書の写し等）
出産後	被扶養者認定申告（出生児を被扶養者とする方のみ）	☐ 被扶養者申告書 ※所属所には事実発生日（出生日）から30日以内に提出してください。 【扶養手当が支給される場合】 ☐ 扶養手当の支給が確認できる書類（県費職員は扶養手当認定簿または扶養親族届（所属所受付済）の写し、市町村費職員は給与支給機関発行の扶養手当支給証明書等） 【扶養手当が支給されない場合】 ☐ 扶養事実申立書、 ☐ 住民票謄本、 ☐ 戸籍謄本、 ☐ 所得証明書（組合員及びその他の扶養義務者）、 ☐ その他必要書類
	産前産後休業掛金等免除	☐ 産前産後休業掛金等免除変更申出書 ※出産予定日と出産日が同じ場合は、省略可能です。 ☐ 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類（休暇願・休暇簿の写し等） ※出産後、産前産後休業の期間を変更したのになります。 ※出産予定日と出産日が同じ場合は省略可能です。 ☐ 出産日の確認ができる書類（出産証明書の写し等） ※産前産後休業の終了日まで提出してください。
	出産費・同附加金（家族出産費・同附加金）	※受取代理制度を利用する場合は、提出書類が異なります。 ☐ 出産費・同附加金請求書または家族出産費・同附加金請求書 ☐ 分娩費用明細書など医療機関等の代理受取額が明記され、産科医療補償制度加入の場合、その証明印が確認できる書類（写し可） ☐ （直接支払制度を活用する方のみ）直接支払制度合意文書等（写し可） ☐ （被扶養者が認定日後6月以内に出産する場合で、認定日前まで1年以上健康保険組合等の被保険者または組合員だった方のみ）当該健康保険組合等が発行した出産育児一時金等の受給権放棄等が確認できる書類（※ただし、直接支払制度を活用する方は添付不要）
	三歳未満養育特例（※申出は任意）	※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 対象者：男性組合員又は育児休業等を取得せずに復職する女性組合員で申出を希望する方 ☐ 3歳未満の子を養育する旨の申出書 ☐ 戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書（申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの） ☐ 住民票（申出者と子が同居していることを確認できるもの）

育児休業 開始時 (期間延長または短縮の変更がある場合は、その都度)	育児休業等 掛金等免除	☐育児休業等掛金等免除申出書 ☐辞令等の写し 【育児休業の期間延長または短縮の変更がある場合】 ☐育児休業等掛金等免除変更申出書 ☐辞令等の写し（延長または復職に係るもの） ※育児休業が開始する月の末日までに提出してください。
	育児休業 手当金	☐育児休業手当金請求書 ☐辞令等の写し（延長又は短縮の場合は、当初の辞令等の写しも提出ください。） 【給付期間の延長を受ける場合】☐市町村が発行した保育所の入所不承諾通知書 など総務省令で定める要件に該当していることが確認できる書類 【給付期間を短縮する場合】☐復職に係る辞令の写し等、そのことが確認できる書類 【パパ・ママ育休プラスを受ける場合】☐配偶者の辞令等の写し、☐住民票謄本
育児休業手当金 請求書提出後～ 請求期間終了月	育児休業 手当金	☐育児休業手当金に係る休業実績等証明書 ※請求期間の開始する月から請求期間の終了する月まで月単位で作成し、 毎月翌月の5日までに提出してください。
復職後	三歳未満養育特例 (※申出は任意)	※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、 年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 ☐3歳未満の子を養育する旨の申出書 ☐戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書（申出者と子の身分関係及び子の生年月日を 証明できるもの） ☐住民票（申出者と子が同居していることを確認できるもの） ☐3歳未満の子を養育しない旨の申出書 ※対象者は必ずご提出が必要です。 対象者：養育特例の適用中に以下の事由に該当する（養育しないこととなった）者 ・次の子が生まれた男性組合員（例：第一子の特例適用中に第二子が誕生） ・産前産後休業（掛金免除）を開始した女性組合員 ・育児休業等（掛金免除）を開始した組合員
	育児休業等終了時 改定 (※申出は任意)	※育児休業等を終了した後、報酬が低下した場合など、復職後に受け取る報酬の月額と標準 報酬の月額に一等級以上の差があるときに申出により標準報酬を改定できる制度です。 （復職時調整等により報酬が上がった場合でも、申出があれば標準報酬が改定されます。） ※産前産後休業終了後、育児休業等を取得せずに復職する組合員は「☐産前産後休業終了時 改定申出書」となります。 ☐育児休業等終了時改定申出書